

## 第 6 回 こども家庭審議会基本政策部会審議事項についての意見

木 田 秋 津

第 6 回 こども家庭審議会基本政策部会で審議される事項に関連して、当職の意見は以下のとおりである。

## 1. 「こどもの権利影響評価」の導入

「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM に関連し、こども施策をエビデンスに基づき多面的に立案し、評価し、改善すること及び事前の施策立案段階から事後の施策の効果の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で EBPM に取り組むことについては、基本的に賛成である。

ただし、EBPM に取り組むにあたっては、施策の評価における指標を如何に捉えるかが肝要であるところ、社会のあらゆる場面においてこどもの最善の利益が第一次的に考慮されていることを確保し、事前の施策立案段階から事後の施策の効果の点検・評価・公表までの各段階において、こどもの権利に如何に影響を与えているかを指標として検証する「こどもの権利影響評価 Child-rights impact assessment (CRIA)」を導入することを提言する。

「こどもの権利影響評価」については、国連子どもの権利委員会一般的意見 14 号（2013 年）パラグラフ 99（添付 1）、及び一般的意見 5 号（2003 年）パラグラフ 45～47（添付 2）にも言及がある。

このうち、一般的意見 5 号（2003 年）は、子どもの権利条約の実施に関する一般的措置（条約第 4 条、第 42 条及び第 44 条 6 項）についての一般的意見であるが、パラグラフ 45 において、条約第 3 条 1 項に定める子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること等を確保するためには、子ども影響事前評価（子ども及びその権利の享受に影響を及ぼすいかなる法律、政策または予算配分の提案についてもその影響を予測すること）と子ども影響事後評価（実施の実際の影響を評価すること）という継続的プロセスが要求され、このプロセスはあらゆるレベルの行政機構に、また政策立案のできるだけ早い段階に組み込まれなければならないと指摘しているところ、条約実施機関による有権的な解釈指針として尊重されるべきである。

なお、子どもに直接または間接に影響を及ぼすこどもの施策の多くは、地方自治体によって実施されるところ、国・地方自治体が、民間団体の知見も得ながら、互いに協力して「こどもの権利影響評価」の観点から具体的指標を策定

し、子どもの権利保障をモニタリングする仕組みを構築する必要があることを付言する。

## 2. こどもの相談・救済機関の設置を拡充・推進

こども・若者の意見反映に関連し、多様な声を聴く工夫として、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、社会的養護、障害、非行、経済的困窮などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者や低年齢のこども等、脆弱な立場にあるこども・若者の意見表明のために多様な手法を検討することに賛成である。

検討に当たっては、まず、虐待やいじめ等困難な状況に置かれたこども・若者は、かけがえのない固有の権利が侵害された状況にあることの理解が必要である。しかしながら、こども自身が権利を侵害されていると認識していることは稀であり、漠然と、親子関係や学校での友人関係・教師との関係、家庭や社会的養護下での生活、学校生活、経済的状況等に「つらい」「悲しい」「苦しい」「生き辛い」「疲れた」といった悩みを抱えていることが多い。これらの悩みに寄り添い、それぞれのこどもの声に耳を傾け、どのようにしたいのか、子どもの視点に立って、解決に向けて伴走する制度が必要である。

2022年の児童福祉法の一部改正により、社会的養護下にあるこどもに対する意見表明支援事業が立法化（児童福祉法第6条の3第17項など）されたことは前進であるが、さらには、あらゆる子どもの意見表明の支援の仕組みが検討されるべきである。

また、真に子どもの権利が保障されるためには、子どもの意見表明を支援するだけでなく、権利侵害が救済される途が確保されている必要がある。

この点、地方自治体の中には、子ども条例に基づき、子どもの相談・救済機関（子どもの権利擁護機関、子どものオンブズパーソン等名称は様々である）を設置し、子どもに寄り添った相談活動、調整・調査活動、勧告意見表明・改善等の提言活動、普及・啓発活動等を実施しているところがある<sup>1</sup>。このような地方自治体のグッドプラクティスを国として収集し、全国にこどもの相談・救済機関の設置を拡充・推進することを提言する。

---

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもコミッショナーはなぜ必要か こどものSOSに応える人権機関」明石書店（2023）71頁によれば、子ども条例に子どもの相談・救済制度を規定している自治体は、川西市こどもの人権オンブズパーソンが設置されて以降、形態は多様であるが20年余で40を超える（2022年10月現在）。

なお、国レベルで、立法・行政の施策が子どもの権利と一致するように、独立した専門的立場からモニタリングし、制度改善等の勧告をする子どもコミッショナーの導入については、こども基本法の制定において見送られた経緯があるが、こども基本法の附則第2条では「公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加える」としている他、衆議院附帯決議においては「基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後5年を待つことなく、速やかに検討を加え」としているところ、継続して検討がなされることが期待される。

### 3. 国連子ども委員会一般的意見・総括所見の尊重

施策の推進体制として「児童の権利に関する条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見に関し、こども家庭審議会の下で必要な対応について検討し、国内施策への適切な反映を図る」ことについて基本的に賛成であるが、「子どもの権利に関する条約に基づく国連子どもの権利委員会による一般的意見及び総括所見を尊重し、こども家庭審議会の下で誠実に対応し、子どもの権利条約に適合するよう、国内施策への適切な反映を図る」とするべきである。

そもそも、我が国は、子どもの権利条約の締約国として、条約を誠実に遵守する義務（憲法第98条2項）がある。そして、子どもの権利条約では、条約において負う義務の履行状況等を審査するため、条約実施機関として子どもの権利委員会を設置し（条約第43条）、締約国に対して定期的な報告書提出を求め、それらを公開の場で審査し、審査結果に基づき「総括所見（concluding observations）」を採択し、国内での実施・フォローアップを締約国に求めることで条約が誠実に実施されることを確保している。

この総括所見は、「当該国に対する委員会の権威ある声明」であるとともに、「締約国一般がとるべき行動の指針的文書」として位置づけられる。総括所見は、現在の報告制度の性質上、締約国に対して判決のような直接的な法的拘束力はないが、当該国において正当に尊重され誠実に履行されなければならない。なぜなら、総括所見は、条約が実施措置として採用している報告制度の一環であり、それを誠実に履行することは条約上の義務の一部といえるからである<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 喜多明人ほか「[逐条解説] 子どもの権利条約」日本評論社（2009）11頁

我が国に対する報告書審査は、1994年の批准以降、4回実施されており、最新では第4回・第5回政府報告に対する総括所見（添付3）が出されているところ、締約国として尊重し、誠実にフォローアップする必要がある。

また、国連子どもの権利委員会が出す「一般的意見（general comments）」は、条約の実施を促進し、締約国による報告義務の履行等を援助するために、委員会が締約国の報告審査や当該テーマの一般的討議などに基づいて採択した正式の文書であり、当該規定についての条約機関の有権的な解釈指針として位置付けられるものである。したがって、一般的意見は、条約の実施にかかわる国会での立法、政府・自治体による行政、裁判所での判決などいずれにおいても検討され尊重される必要がある<sup>3</sup>。

以上を踏まえ、こども大綱を策定し、子どもの権利条約にのっとり、包括的・総括的施策を推進するに当たり、国連子どもの権利委員会による一般的意見及び総括所見が尊重されることを明記することを提言する。

なお、1994年の条約批准に当たり、政府は「Convention on the Rights of the Child」を「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」と訳したのに対し、当時から「子どもの権利条約」と訳すべきとの議論がなされてきた。今般のこども家庭庁の創設に当たり、当事者であるこどもへわかりやすく示すという観点が重視されたこと<sup>4</sup>、市民社会においては「子どもの権利条約」という訳語が長年にわたり定着していること等を踏まえれば、こども大綱においては「子どもの権利条約」と表記することを併せて提言する。

---

<sup>3</sup> 喜多明人ほか・前掲2

<sup>4</sup> 2021年12月21日閣議決定「こども政策の新たな推進に関する基本方針」の脚注1「法令において年少者や若年者を表すものとして「子ども」「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義が法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、ここでは、「こども」の表記を用いる」としている。

日弁連ホームページ：子どもの権利条約 条約機関の一般的意見

([https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/child\\_general-comment.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_general-comment.html)) より引用

一般的意見 14

Committee on the Rights of the Children

**General comment No.14 (2013) on the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration (art.3,p ara.1)**

**Child -rights impact assessment (C R I A )**

99. As mentioned above, the adoption of all measures of implementation should also follow a procedure that ensures that the child's best interests are a primary consideration. The child-rights impact assessment (CRIA) can predict the impact of any proposed policy, legislation, regulation, budget or other administrative decision which affect children and the enjoyment of their rights and should complement ongoing monitoring and evaluation of the impact of measures on children's rights. CRIA needs to be built into Government processes at all levels and as early as possible in the development of policy and other general measures in order to ensure good governance for children's rights. Different methodologies and practices may be developed when undertaking CRIA. At a minimum, they must use the Convention and its Optional Protocols as a framework, in particular ensuring that the assessments are underpinned by the general principles and have special regard for the differentiated impact of the measure(s) under consideration on children. The impact assessment itself could be based on input from children, civil society and experts, as well as from relevant Government departments, academic research and experiences documented in the country or elsewhere. The analysis should result in recommendations for amendments, alternatives and improvements and be made publicly available.

子どもの権利委員会

一般的意見 14 号 (2013年) 自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 (第3条第1項)

原文：英語

日本語訳：平野裕二

**子どもの権利影響評価 (C R I A)**

99. 前述のとおり、あらゆる実施措置の採択も、子どもの最善の利益が第一次的に考慮さ

れることを確保する手続にしたがって行なわれるべきである。子どもの権利影響評価（C R I A）は、子どもおよび子どもの権利の享受に影響を与えるいかなる政策、法令、予算またはその他の行政決定の提案についてもその影響の予測を可能とするものであり、諸措置が子どもの権利に及ぼす影響の継続的な監視および評価を補完するものとして用いられるべきである。C R I Aは、子どもの権利に関するグッド・ガバナンスを確保するため、政府があらゆるレベルで進めるプロセスに、また可能なかぎり早い段階で政策その他の一般的措置の策定に、組みこまれなければならない。C R I A を実施する際には、さまざまな手法および実践を発展させることができる。これらの手法および実践においては、最低限、条約およびその選択議定書が枠組みとして用いられなければならない。また、とくに、評価に際して〔条約の〕一般原則が一貫して適用され、かつ検討中の措置が子どもたちに及ぼす種々の影響について特別な考慮が払われることを確保しなければならない。影響評価そのものを、子どもたち、市民社会および専門家ならびに関連の政府機関、学術的調査研究および国内外で記録された経験から得られた知見に基づいて行なうこともできる。分析の結果、変更、代替策および改善のための勧告が行なわれるべきであり、また当該分析結果は公に利用可能とされるべきである。

日弁連ホームページ：子どもの権利条約 条約機関の一般的意見

([https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/child\\_general-comment.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_general-comment.html)) より引用

一般的意見 5

COMMITTEE ON THE RIGHTS OF THE CHILD

**GENERAL COMMENT No. 5 (2003) General measures of implementation of the Convention on the Rights of the Child (arts. 4, 42 and 44, para. 6)**

**Monitoring implementation - the need for child impact assessment and evaluation**

45. Ensuring that the best interests of the child are a primary consideration in all actions concerning children (art. 3 (1)), and that all the provisions of the Convention are respected in legislation and policy development and delivery at all levels of government demands a continuous process of child impact assessment (predicting the impact of any proposed law, policy or budgetary allocation which affects children and the enjoyment of their rights) and child impact evaluation (evaluating the actual impact of implementation). This process needs to be built into government at all levels and as early as possible in the development of policy.
46. Self-monitoring and evaluation is an obligation for Governments. But the Committee also regards as essential the independent monitoring of progress towards implementation by, for example, parliamentary committees, NGOs, academic institutions, professional associations, youth groups and independent human rights institutions (see paragraph 65 below).
47. The Committee commends certain States which have adopted legislation requiring the preparation and presentation to parliament and/or the public of formal impact analysis statements. Every State should consider how it can ensure compliance with article 3 (1) and do so in a way which further promotes the visible integration of children in policy-making and sensitivity to their rights.

子どもの権利委員会

一般的意見 5 号 (2003 年) 子どもの権利条約の実施に関する一般的措置  
(第 4 条、第 42 条および第 44 条 6 項)

原文：英語

日本語訳：平野裕二

45. 子どもに関わるあらゆる行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること（第3条1項）、またあらゆる行政レベルにおける立法および政策立案ならびにサービス提供で条約のすべての規定が尊重されることを確保するためには、子ども影響事前評価（子どもおよびその権利の享受に影響を及ぼすいかなる法律、政策または予算配分の提案についてもその影響を予測すること）と子ども影響事後評価（実施の実際の影響を評価すること）という継続的プロセスが要求される。このプロセスはあらゆるレベルの行政機構に、また政策立案のできるだけ早い段階に組み込まなければならない。
46. 自己監視と自己評価は政府の義務である。しかし委員会は、たとえば議会委員会、NGO、学術機関、職能団体、若者グループや独立した人権機関（後掲パラ65参照）が、実施に向けた進展を独立した立場から監視することも必要不可欠であると考えている。
47. 委員会は、いくつかの国が、正式な評価分析声明を作成し、議会および（または）公衆に提示するよう求める法律を採択したことを賞賛する。すべての国は、いかにして第3条1項の遵守を確保できるか検討すべきであり、そのさい、子どもの存在が政策立案に目に見える形で統合されること、子どもの権利に配慮が払われることをいっそう促進するような方法をとるべきである。



## (仮訳)

配布：一般  
2019年3月5日  
原文：英語

## 児童の権利委員会

## 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見\*

## I. 序論

1. 委員会は、日本の第4回・第5回政府報告（CRC/C/JPN/4-5）を2019年1月16日及び17日に開かれた第2346回及び第2347回会合（CRC/C/SR.2346, 2347参照）において審査し、2019年2月1日に開かれた第2370回会合において本総括所見を採択した。
2. 委員会は、締約国における児童の権利の状況に関するより良い理解のために提出された、第4回・第5回政府報告、及び事前質問事項に対する書面による回答（CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1）を歓迎する。委員会は、多部門から構成された締約国の代表団との間で行われた建設的対話に、感謝の意を表する。

## II. 締約国によるフォローアップ措置と進展

3. 委員会は、男女ともに婚姻開始年齢を18歳にすることとした2018年の民法改正、2017年の刑法改正、2016年の児童福祉法改正、児童ポルノの所持を犯罪化するに至った2014年の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正等、締約国による様々な分野での進展を歓迎する。また、委員会は、2016年の子供・若者育成支援推進大綱、2018年の第4次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画及び2014年の子供の貧困対策に関する大綱等、前回の審査以降に児童の権利に関連してとられた制度面及び政策面の措置の採択についても歓迎する。

## III. 主要分野における懸念及び勧告

4. 委員会は、締約国が本条約にうたわれた全ての権利の不可分性及び相互依存性について締約国に対して注意を喚起し、本総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調する。委員会は、緊急の措置がとられなければならない以下の分野に関する勧告に対し、締約国の注意を喚起したい。その分野とは、差別の禁止（パラ18）、児童の意見の尊重（パラ22）、体罰（パラ26）、家庭環境を奪われた児童（パラ29）、生殖に関する健康及び精神的健康（パラ35）並びに少年司法（パラ45）である。

\* 第80回会期（2019年1月14～2月1日）において同委員会により採択された。

5. 委員会は、締約国が、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施プロセス全体を通じ、本条約、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に従って児童の権利の実現を確保するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、児童に関する限りにおいて、全17の持続可能な開発目標の達成を目的とする政策及びプログラムの策定並びに実施において児童の有意義な参加を確保することを要請する。

#### A. 一般的実施措置（第4条、第42条及び第44条(6)）

##### 留保

6. 委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ10）に則して、締約国が、本条約の完全な適用の障害となっている第37条(c)に付している留保を撤回することを検討するよう勧告する。

##### 立法措置

7. 締約国から提供された様々な法改正に関する情報に留意しつつ、委員会は、締約国が、児童の権利に関する包括的な法律を採択し、また既存の法令を本条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

##### 包括的な政策と戦略

8. 委員会は、締約国が、本条約が対象とする全ての分野を包含し、政府機関間の調整及び相互補完性を確保する包括的な児童の保護に関する政策を策定するとともに、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられた当該政策のための包括的な実施戦略を策定するよう勧告する。

##### 調整

9. 委員会は、締約国が、分野横断的に、国、地域及び地方レベルで行われている本条約の実施に関連する全ての活動を調整するための明確な任務及び十分な権限を有する適切な調整機関、また、全ての児童及び本条約の全ての分野を対象とする評価及び監視のためのメカニズムを設置するよう要請する旨の前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ14）を改めて表明する。締約国は、当該調整機関に対し、その効果的な運営のために必要な人的資源、技術的資源及び財源が提供されることを確保すべきである。

##### 資源の配分

10. 児童の相対的貧困率がこの数年高いままであることに鑑み、また、児童の権利実現のための公共予算編成に関する一般的意見第19号（2016年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童の権利の視点を含み、児童に対する明確な配分額を定め、かつ本条約の実施のための資源分配の妥当性、有効性及び衡平性の監視及び評価を行うための具体的指標及び追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう、強く勧告する。その手段としては以下が含まれる。

- (a) 児童に直接影響を与える全ての支出の計画、確定、補正及び実際の額について、詳細な予算科目及び予算項目を定めること。
- (b) 児童の権利に関連する支出の報告、追跡及び分析を可能にする予算分類システムを活用すること。
- (c) サービス提供のための予算配分額の変動または削減によって、児童の権利の享受に関する現在の水準が低下しないことを確保すること。
- (d) 子供・若者育成支援推進大綱の実施のために十分な資源を配分すること。

### データ収集

11. 締約国によるデータ収集の努力に留意しつつ、委員会は、なお不足が存在することにも留意する。本条約の一般的実施措置に関する一般的意見第5号（2003年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、本条約の全ての分野、特に児童の貧困、児童に対する暴力、乳幼児期のケア及び発達分野において、年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出自及び社会経済的背景ごとに細分化されたデータ収集システムを改善するとともに、当該データを政策立案及びプログラム策定のために活用するよう勧告する。

### 独立した監視

12. 地方自治レベルで児童のための33のオンブズパーソン機関が設置されていることに留意する一方で、これらの機関には財政及び人的資源に関する独立性や救済メカニズムが欠けていると報告されている。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 児童による申立てを児童に配慮した方法で受理、調査、及び対応することが可能な、児童の権利を監視するための具体的メカニズムを含む人権監視のための独立したメカニズムを迅速に設置すること。
- (b) 人権の促進・保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の完全なる遵守が確保されるよう、資金、任務及び免責との関連も含め、当該監視メカニズムの独立性を確保すること。

### 広報、意識啓発及び研修

13. 意識啓発プログラム及び児童の権利キャンペーンを実施するために締約国が行っている努力を認識しつつ、委員会は、締約国に対し以下のことを勧告する。

- (a) 立法手続及び司法手続における本条約の適用を確保するため、特に児童、両親、国会議員及び裁判官を対象として、本条約に関する情報の広報を拡大すること。
- (b) 教員、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、法執行官、メディア従事者、公務員及びあらゆるレベルの政府職員を含め、児童のために、及び児童と共に働く全ての者を対象として、本条約及び選択議定書に関する具体的な研修セッションを定期的実施すること。

### 市民社会との協力

14. 締約国の報告書の作成過程における市民社会との会合及び意見交換を歓迎しつつ、委員会は、締約国が、市民社会との協力を強化し、本条約実施のあらゆる段階で市民社会組織の関与を系統的に得るよう勧告する。

### 児童の権利と企業部門

15. 企業部門が児童の権利に与える影響に関わる国の義務に関する一般的意見第16号（2013年）及び2011年に人権理事会が承認したビジネスと人権に関する基本原則を想起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) ビジネスと人権に関する国別行動計画を策定するに当たり、児童の権利が組み込まれること、また、企業に対し、定期的な児童の権利への影響に対するアセスメントや協議を行い、自社の事業活動が及ぼす環境面、健康関連及び人権面での影響並びにこれらに対処するための計画を完全かつ公に開示するよう義務づけることを確保すること。
- (b) 児童の権利に関連する労働及び環境を含む国際基準の遵守について、企業部門が説明責任を負うための規則を採択し、実施すること。

- (c) 旅行及び観光の文脈における児童の性的搾取の防止について、観光業界、メディア・広告企業、娯楽業界及び一般国民と協力して意識啓発キャンペーンを実施すること。
- (d) 旅行代理店及び観光業界の間で世界観光機関の世界観光倫理憲章を広く普及させること。

## B. 児童の定義（第1条）

16. 男女ともに婚姻開始年齢を18歳にすることとした民法改正に留意しつつ、委員会は、2022年にならなければ同改正が施行されないことを遺憾に思うと同時に、締約国が、それまでの間、本条約に基づく締約国の義務に則して児童の結婚を完全に廃絶させるために必要な暫定的措置をとるよう勧告する。

## C. 一般原則（第2条、第3条、第6条及び第12条）

### 差別の禁止

17. 委員会は、嫡出でない子に同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の改正（2013年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016年）、及び対話の際に挙げられた意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法の改正（2017年）も歓迎する。しかしながら、委員会は以下を依然として懸念する。

- (a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
  - (b) 嫡出でない子の非嫡出性に関する戸籍法の差別的規定（特に出生届に関するもの）が部分的に維持されていること。
  - (c) 周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていること。
18. 委員会は、締約国に対して以下を要請する。
- (a) 包括的差別禁止法を制定すること。
  - (b) 嫡出でない子の地位に関するものを含め、根拠にかかわらず、児童を差別する全ての規定を廃止すること。
  - (c) アイヌを含む民族的少数者の児童、被差別部落出身の児童、韓国・朝鮮人（Korean）等の日本国籍以外の児童、移住労働者の児童、LGBTIの児童、婚外子並びに障害児に対する実質的な差別を減らし、防止するために、意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む措置を強化すること。

### 児童の最善の利益

19. 委員会は、最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利が、特に教育、代替的監護、家族争議及び少年司法において適切に取り入れられず、また、一貫して解釈及び適用されていないこと、並びに、司法、行政及び立法機関が、児童に関連する全ての決定において児童の最善の利益を考慮していないことに留意する。最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利に関する一般的意見第14号（2013年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童に関連する全ての法律及

び政策の影響評価を事前又は事後に実施するための義務的手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、児童に関わる個別の事案で、児童の最善の利益に関する評価が、多職種から成るチームによって、児童本人の義務的参加を得て必ず行われるよう勧告する。

#### 生命、生存及び発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告（パラ42）を想起し、締約国に対し、以下を要請する。

- (a) 児童が幼少期及び発達を社会の競争的性質によって害されることなく享受できるよう確保するための措置をとること。
- (b) 児童の自殺の根本的原因に関する調査研究を行い、防止措置をとり、学校にソーシャルワーカー及び心理的相談サービスを配置すること。
- (c) 児童関連施設が適切な安全最低基準を遵守することを確保するとともに、児童の不慮の死亡または重傷事案が必然的で独立した立場から、公的に検証される制度を導入すること。
- (d) 交通事故、学校における事故及び家庭内の事故を防止するために焦点を絞った措置を強化するとともに、交通安全、安全及び応急手当訓練の提供並びに小児緊急処置の拡大を確保するための手段を含む適切な対応を確保すること。

#### 児童の意見の尊重

21. 2016年の児童福祉法の改正が児童の意見の尊重に言及していること、また、家事事件手続法が当該手続における児童の参加に関わる規定を統合していることに留意しつつ、委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する児童の権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

22. 聴取される児童の権利に関する一般的意見第12号（2009年）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、児童に対する脅迫及び処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正當に重視されることを確保するよう要請する。委員会はさらに、締約国が、聴取される権利を児童が行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的監護及び保健医療の現場、児童に関わる司法及び行政手続、並びに地域コミュニティにおいて、環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、全ての児童が影響力を持つ形で参加することを積極的に促進するよう要請する。

### D. 市民的権利及び自由（第7条、第8条及び第13～17条）

#### 出生登録及び国籍

23. 持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット16.9を想起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) 両親の国籍を取得できない児童に対しても出生時に自動的に国籍を付与するため、国籍法第2条(3)の適用範囲を拡大することを検討するとともに、締約国に暮らしている全ての児童（非正規移住者の児童を含む）が適切に登録され、法律上の無国籍状態から保護されることを確保するよう国籍及び市民権に関わるその他の法律を見直すこと。
- (b) 庇護を希望している児童をはじめ登録されていない全ての児童が、教育、保健その他の社会サービスを受けることを確保するために必要な積極的

措置をとること。

- (c) 無国籍の児童を適切に特定し、保護するための無国籍認定手続を定めること。
- (d) 無国籍者の地位に関する条約及び無国籍の削減に関する条約の批准を検討すること。

#### E. 児童に対する暴力（第19条，第24条3項，第28条2項，第34条，第37条(a)及び第39条）

##### 虐待，放置，性的搾取

24. 委員会は，各県における性的虐待の被害者のためのワンストップセンター設置並びに18歳未満の者を監護する者による性交等及びわいせつ行為に関わる犯罪を新設した刑法第179条の改正を歓迎する。しかしながら，児童のあらゆる形態の暴力からの自由に対する権利に関する一般的意見第13号（2011年）を想起しつつ，またSDGs16.2に留意して，委員会は，児童に対する暴力，性的虐待及び搾取が高い水準で発生していることを懸念し，締約国が児童に対するあらゆる形態の暴力の撲滅を優先し，以下を勧告する。

- (a) 被害児童特有のニーズに関して訓練された職員により支えられた，虐待（学校におけるものも含む）及び性的搾取の被害児童のための，児童にとって利用しやすい通報，申立て及び照会メカニズムの設置を速やかに進めること。
- (b) そのような事件を捜査し，加害者を裁判にかける取組を強化すること。
- (c) 性的搾取及び虐待の被害児童を非難する動きに対抗する意識啓発活動を実施すること。
- (d) 児童虐待を防止し，及びこれに対処するための包括的戦略並びに被害児童の回復及び社会的統合に向けた政策の策定のため，児童の関与の下での教育プログラムを強化すること。

##### 体罰

25. 委員会は，学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意する。しかしながら，以下につき深刻に懸念する。

- (a) 学校における体罰の禁止は，効果的に実施されていない。
- (b) 家庭及び代替的監護環境における体罰は，法律によって完全に禁止されていない。
- (c) 民法及び児童虐待防止法は，特に，適切なしつけの行使を許容し，体罰の許容性を明確にしていない。

26. 体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰からの保護に対する児童の権利に関する一般的意見第8号（2006年）に留意し，委員会は，前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3，パラ48）を想起し，締約国に以下を要請する。

- (a) 家庭，代替的監護及び保育環境，並びに刑事施設を含め，あらゆる環境において，法律，特に児童虐待防止法及び民法によって，どんなに軽いものであっても，全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。
- (b) 意識啓発キャンペーンの強化，並びに肯定的，非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め，あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること。

## F. 家庭環境及び代替的監護（第5条，第9～11条，第18条(1)及び(2)，第20条，第21条，第25条及び第27条(4)）

### 家庭環境

27. 委員会は、締約国が、以下を行うため、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

- (a) 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援や強化を図り、また、とりわけ児童の遺棄や施設措置を防止するため、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援や指導を提供すること。
- (b) 児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。
- (c) 家庭争議（例えば児童の扶養料に関するもの）における裁判所の命令の法執行を強化すること。
- (d) 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約、扶養義務の準拠法に関する議定書、及び親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の批准を検討すること。

### 家庭環境を奪われた児童

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、また、6歳未満の児童は施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」（2017年）の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること。
- (b) いまなお多数の児童が、基準に満たない施設に措置され、多数の児童虐待の事件が報告されており、そうした施設では外部者による監視や評価のメカニズムが設けられていないこと。
- (c) 児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブを有する疑惑があること。
- (d) 里親が包括的支援、十分な研修及び監視を受けていないこと。
- (e) 施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されていること。
- (f) 生物学的親が児童の分離に反対する場合、又は児童の措置に関する生物学的親の決定が児童の最善の利益に反する場合は、児童相談所が家庭裁判所に申し立てを行うとの明確な指示が与えられていないこと。

29. 児童の代替的監護に関する指針に対する締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を要請する。

- (a) 児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取した後に行なわれるよう確保すること。

- (b) 明確なスケジュールに沿った「新しい社会的養育ビジョン」の迅速で効果的な執行、6歳未満の児童を手始めとする児童の速やかな脱施設化及び里親機関の設置を確保すること。
- (c) 児童相談所において児童を一時保護する慣行を廃止すること。
- (d) 代替的養護の現場における児童虐待を防止すること、こうした虐待に関する捜査及び責任者の訴追を行うこと、里親養育及び児童相談所等の児童を施設的環境に置くことが定期的に独立した外部監査を受けるよう確保すること、並びに、児童の不当な扱いの通報、監視及び是正のためにアクセス可能で安全な手段を用意する等の方法により、こうした環境における監護の質を監視すること。
- (e) 財源を施設から里親家族等の家族的環境に振り直すとともに、全ての里親が包括的な支援、十分な研修及び監視を受けることを確保しながら、脱施設化を実行に移す自治体の能力を強化し、同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること。
- (f) 児童の措置に関する生物学的親の決定が児童の最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申し立てを行うよう、児童相談所に明確に指示するため、里親委託ガイドラインを改正すること。

#### 養子縁組

30. 委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) 全ての養子縁組（直系親族によるもの又は後見人によるものを含む）が裁判所による許可の対象とされ、児童の最善の利益に従って行なわれることを確保すること。
- (b) 養子とされた全ての児童の登録情報を維持し、国際養子縁組に関する中央当局を設置すること。
- (c) 国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約の批准を検討すること。

#### 不法な連れ去り・留置

31. 委員会は、締約国が、子の不法な連れ去り及び留置を防止し、及びこれに対処し、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ、子の返還及び面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行うよう勧告する。委員会はまた、締約国が、関連諸国、特に締約国が監護又は面会権に関する協定を署名している国々との対話及び協議を強化するよう勧告する。

### G. 障害、基礎的保健及び福祉（第6条、第18条3、第23条、第24条、第26条、第27条1～3及び第33条）

#### 障害を有する児童

32. 委員会は、合理的配慮の概念を導入した2011年の障害者基本法改正及び2013年の障害者差別解消法の採択を歓迎する。障害を有する児童の権利に関する一般的意見第9号（2006年）に留意し、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ59）を想起し、締約国が、障害について人権を基盤とするアプローチをとり、障害を有する児童を包含するための包括的戦略を確立し、以下を勧告する。

- (a) 障害を有する児童に関するデータを恒常的に収集し、効率的な障害診断システムを発展させること。これは、障害を有する児童のための適切な政策及びプログラムを整備するために必要である。



- (b) 統合された学級における包摂的教育を発展させ実施するために適切な人的・技術的資源及び財源に支えられた施策を強化すること、また、専門教員及び専門家を養成し、学習障害のある児童に個別支援やあらゆる適正な配慮を提供する統合された学級に配置すること。
- (c) 学童保育サービスの施設及び人員に関する基準を厳格に適用し、その実施を監視するとともに、これらのサービスが包摂的であることを確保すること。
- (d) 障害を有する児童が早期発見介入プログラムを含む保健サービスにアクセスできることを確保するための即時措置をとること。
- (e) 教員、ソーシャルワーカー、保健、医療、治療やケアに従事する人材等、障害を有する児童とともに働く専門スタッフを養成し、増員すること。
- (f) 障害を有する児童に対する汚名及び偏見に対処し、こうした児童の肯定的なイメージを促進するために、政府職員、公衆及び家族を対象とする意識啓発キャンペーンを実施すること。

#### 健康及び保健サービス

33. 到達可能な最高水準の健康を享受する児童の権利に関する一般的意見第15号（2013年）及びSDGsターゲット2.2を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 高い低体重出生率の根本的原因を分析するとともに、「健やか親子21（第2次）」キャンペーン等を通じ、新生児の出生体重、並びに、新生児、児童及び母親の栄養状態を効果的に向上させるための根拠に基づいた措置を導入すること。
- (b) 柔軟な勤務形態及びより長い期間の産後休暇を奨励する等の手段によって、少なくとも産後6か月間の完全母乳育児を促進し、母性保護に関するILO第183号条約の批准を検討し、かつ「母乳代替品の販売促進に関する国際基準」を全面的に実施するとともに、病院、診療所及びコミュニティにおける相談体制を通じて母親に適切な支援を提供し、全国で「赤ちゃんにやさしい病院」イニシアティブを実施するための包括的キャンペーンを実施するため、あらゆる必要な措置をとること。

#### 生殖に関する健康及び精神的健康

34. 委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 思春期の子どもの中でHIV/AIDS、及びその他の性感染症の感染率が高まっており、学校において、性と生殖に関する健康や家族計画に関するサービス及び教育が限られていること。
- (b) 10代女子の妊娠中絶率が高く、刑法で墮胎が違法とされていること。
- (c) 思春期の児童の精神的健康に対する関心が不十分であること、精神的健康の問題に対する社会の態度が否定的であること、また、児童心理学者やその他の専門的人材が不足していること。
- (d) 児童が注意欠如・多動性障害（ADHD）を伴う行動上の問題を有している旨の診断や、精神刺激薬を原因とする児童の治療が増加している一方で、社会的決定要因及び非医学的形態の治療は軽視されていること。

35. 児童の権利条約の文脈における思春期の健康と発達に関する一般的意見第4号（2003年）及び思春期における児童の権利の実施に関する一般的意見第20号（2016年）を想起しつつ、SDGsターゲット5.6に留意し、委員会は、締約国に対し、以下のことを要請する。

- (a) 思春期の児童の性と生殖に関する健康について包括的政策をとるとともに、早期妊娠及び性感染症の防止に特に焦点を当て、思春期の女子及び男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保すること。
- (b) 質の高い年齢に応じたHIV/AIDS関連のサービス及び学校における教育へのアクセスを向上させ、妊娠しているHIV陽性の女子を対象とする抗レトロウイルス治療および予防治療へのアクセス及びその受療率を向上させ、エイズ治療・研究開発センター及び14か所に設置された地域の拠点病院に十分な支援を提供すること。
- (c) あらゆる状況における中絶の非犯罪化を検討するとともに、思春期の女子を対象とする、安全な中絶及び中絶後のケアのサービスへのアクセスを高めること。
- (d) 根本的原因の分析、意識啓発及び専門家の増員を含む学際的アプローチを通じ、児童や思春期の青少年の情緒的及び心理的健康への対処を進めること。
- (e) ADHDを有する児童の診断が徹底的に吟味され、医薬品の処方が最後の手段として、個別化されたアセスメントを経た後に初めて行われること、また児童やその親に対してそのような処置の副作用の可能性及び医療ではない代替的手段について適切に情報提供が行われることを確保するとともに、ADHDの診断及び精神刺激薬の処方が増加している根本的原因についての研究を実施すること。

#### 環境保健

36. 委員会は、子ども被災者支援法、福島県民健康管理基金、及び被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の存在に留意する。しかしながら、SDGsターゲット3.9を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 避難指示区域における放射線被ばく量が、児童にとってのリスク要因に関する国際的に受け入れられた知見に一致していることを再確認すること。
- (b) 帰還が許されていない区域からの避難者、特に児童に対して、財政面、住居面、医療面及びその他の支援を継続すること。
- (c) 福島県において放射線の影響を受けた児童に対する医療及びその他のサービスの提供を強化すること。
- (d) 年間1mSvを超える被ばく線量の区域の児童のための包括的かつ長期の健康診断を実施すること。
- (e) 全ての避難者及び住民、特に児童のような脆弱な立場に置かれた集団に対する精神的健康のための施設、物資及びサービスの利用を確保すること。
- (f) 教科書及び教材において、放射線被ばくのリスクや、児童が放射線に対する感受性が高いことについて、正確な情報を提供すること。
- (g) 到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する全ての人々の権利に関する特別報告者による勧告（A/HRC/23/41/Add.3参照）を実施すること。

### 気候変動が児童の権利に与える影響

37. 委員会は、SDGs目標13及び同ターゲットに対する注意を喚起する。特に、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 気候変動及び災害リスク管理の問題を扱う政策またはプログラムの策定に当たり、児童の特別な脆弱性やニーズ、並びに児童の意見が考慮されることを確保すること。
- (b) 学校のカリキュラムや教員の研修プログラムに気候変動や自然災害の内容を組み込むことを通じて、気候変動や自然災害に関する児童の意識と準備を向上させること。
- (c) 国際的、地域的及び国内的な政策、枠組及び協定を然るべく策定するため、様々な災害の発生に対して児童が直面するリスクの諸態様を特定する細分化されたデータを収集すること。
- (d) 児童の権利、特に健康、食料及び十分な生活水準に対する権利の享受を脅かすレベルの気候変動を回避するための国際的誓約に則して温室効果ガスの排出量を削減すること等により、気候変動緩和政策が本条約と両立することを確保すること。
- (e) 他国の石炭火力発電所に対する締約国の資金拠出を再検討するとともに、これらの発電所が持続可能なエネルギーを用いた発電所に徐々に置き換わることを確保すること。
- (f) 上記勧告の実施に当たり、二国間協力、多国間協力、地域協力及び国際協力を求めること。

### 生活水準

38. 社会的移転やひとり親家庭の児童への手当といった様々な措置に留意しつつ、委員会は、SDGsターゲット1.3に対する注意を喚起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 家族給付及び児童への手当の制度を強化する等の手段により、親に対して適切な社会的援助を与えるための努力を強化すること。
- (b) 児童の貧困及び社会的排除を低減させるための戦略や措置を強化するため、家族及び児童と目的を絞った協議を実施すること。
- (c) 子供の貧困対策に関する大綱を実施するために必要なあらゆる措置をとること。

## H. 教育、余暇及び文化的活動（第28条～31条）

### 職業訓練及び指導を含む教育

39. SDGsターゲット4.a、特にいじめを経験している生徒の割合に関する指標4.a.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ71、73、及び75～76）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) いじめ防止対策推進法及びいじめ対策プログラムの下での効果的ないじめ対策措置並びに学校におけるいじめ防止キャンペーンを実施すること。
- (b) 過度に競争的な制度を含むストレスの多い学校環境において児童のストレス緩和を目的とした措置を強化すること。
- (c) 高等学校等就学支援金制度を朝鮮学校にも適用しやすくするために基準を見直すこと及び大学入学試験へのアクセスが差別的でないことを確保すること。

### 乳幼児期の発達

40. 委員会は、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の設置（2018年）及び子育て安心プラン（2017年）を歓迎する。SDGsターゲット4.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（パラ71, 73, 及び75～76）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 3～5歳の幼児を対象とする幼稚園、保育所及び認定こども園等の無償化を効果的に実施すること。
- (b) 質の向上を図りながら、2020年末までに不足を減らし、新たな受入れの余地を設けて、大都市部における保育施設の受入れ可能人数を拡大するための努力を継続すること。
- (c) 保育を、手に届き、アクセスしやすく、保育施設の設備及び運営に関する最低基準に合致したものにすること。
- (d) 保育の質を確保し向上させるための具体的措置をとること。
- (e) 上記(a)～(d)の措置のために十分な予算を配分すること。

### 休息、余暇、レクリエーション並びに文化的及び芸術的活動

41. 休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活及び芸術に対する児童の権利に関する一般的意見第17号（2013年）を参照しつつ、委員会は、締約国が、十分かつ持続可能な資源をともなった遊び・余暇政策の採用及び実施を図り、余暇及び自由な遊びのために十分な時間を配分する等の手段により、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童の年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動に従事する児童の権利を保障するための努力を強化するよう勧告する。

## I. 特別な保護措置（第22条、第30条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条(b)～(d)、第38～40条）

### 児童の庇護希望者、移民・難民の児童

42. 国際移住の文脈において児童の人権に関する合同一般的意見である、全ての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する一般的意見第3号及び第4号（2017年）、また、児童の権利委員会の一般的意見第22号及び第23号（2017年）を想起しつつ、委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3, パラ78）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 児童に関する全ての決定において児童の最善の利益が第一次的に考慮され、ノン・ルフールマン原則が維持されることを確保すること。
- (b) 庇護希望者である親が收容されて子から分離されることを防止するための法的枠組を確立すること。
- (c) 庇護希望者又は移住者であって保護者のいない児童又は養育者から分離された児童の收容を防止し、こうした全ての児童が入管收容施設から直ちに放免されることを確保し、かつこれらの児童に居住場所、適切な監視及び教育へのアクセスを提供するため、公式なメカニズムの設置等も通じた即時的措置をとること。
- (d) 庇護希望者及び難民（特に児童）に対するヘイトスピーチに対抗するためのキャンペーンを進展させること。

## 売買、取引及び誘拐

43. 委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 児童の人身取引の加害者を裁判にかけるための努力を強化し、児童の人身取引の犯罪に対する刑罰を重くし、そのような犯罪に対して選択刑として罰金を認めないこと。
- (b) 人身取引の被害を受けた児童が適切に特定され、サービスに付託されることを確保するため、被害者のスクリーニングを強化すること。
- (c) シェルター、並びに身体的・心理的な回復及びリハビリテーションのための児童に優しい包括的な支援を含め、人身取引の被害を受けた児童に特化したケア及び支援のためのリソースを増加させること。

## 少年司法の運用

44. 委員会は、再犯防止推進計画（2017年）に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 「刑事処罰可能年齢」が16歳から14歳に引き下げられたこと。
- (b) 弁護人選任権が制度的に実施されていないこと。
- (c) 重大な犯罪を行った16歳を超える年齢の児童が成人刑事裁判所に送致され得ること。
- (d) 14～16歳の児童が矯正センターに拘禁され得ること。
- (e) 「罪を犯すおそれがある」とされた児童の自由が剥奪される場合があること。
- (f) 児童が無期徒刑を科されており、仮釈放までに必要な最低期間よりも相当程度長く拘禁されるのが一般的であること。

45. 委員会は、締約国に対し、少年司法制度を本条約その他関連基準に完全に則したものとすよう要請する。特に、委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3, パラ85）を想起し、締約国に対し、以下を要請する。

- (a) 児童犯罪の根本的原因を研究し、防止措置を至急実施すること。
- (b) 「刑事処罰可能年齢」を16歳に戻すことの再検討の参考とするため、2000年以降の児童犯罪の傾向を研究すること。
- (c) 法律に抵触した児童に対し、早期段階から、かつ法的手続全体を通じて、有資格で独立した存在からの法的支援が提供されることを確保すること。
- (d) いかなる児童も成人刑事裁判所による審理の対象とされないことを確保すること、また、ダイバージョン、保護観察、調停、カウンセリング又は社会奉仕活動等、罪に問われた児童の事件における非司法的措置の利用を増やし、可能な場合において拘禁を伴わない刑を用いること。
- (e) 審判前及び審判後の自由の剥奪が、最後の手段として、かつ可能な限り最短期間で用いられ、その取消しを目的として定期的に再審査されることを確保するとともに、特に以下を行うこと。
  - i. 児童が「罪を犯すおそれがある」旨の認定について再検討し、こうした児童の拘禁を終了させること。
  - ii. 児童が犯した犯罪について無期徒刑及び不定期刑を用いることを再検討し、拘禁が適切な最短期間で用いられることを確保するために特別な仮釈放制度を適用すること。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の実施についての委員会の前回の総括所見及び勧告のフォローアップ

46. 児童の売買等に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の下での締約国の政府報告に関する2010年の勧告（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1参照）を実施するための締約国の取組を評価とともに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) あからさまな性的活動に従事する児童若しくは主に児童として描かれた人物の画像若しくは描写、又は性的目的のための児童の性的部位の何らかの描写の、製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持を犯罪化すること。
- (b) 女子高生サービス（JKビジネス）や児童エロチカ等、児童買春及び児童の性的搾取を促し、またはそれにつながる商業活動を禁止すること。
- (c) 加害者の説明責任及び被害を受けた児童の救済を確保するため、オンライン及びオフラインにおける児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関連する犯罪を捜査、訴追し、処罰するための取組を強化すること。
- (d) 性的虐待及び搾取の被害を受けた児童に焦点を当てた質の高い統合的なケア及び支援を提供するため、ワンストップ・クライシスセンターへの資金拠出及び支援を引き続き強化すること。
- (e) 生徒、親、教員及びケアに従事する者を対象とした、新たな技術に関連するリスク及びインターネットの安全な利用に関するキャンペーンを含む意識啓発プログラムを強化すること。
- (f) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者による勧告（A/HRC/31/58/Add.1、パラ74）を実施すること。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の実施についての委員会の前回の総括所見及び勧告のフォローアップ

47. 委員会は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書に基づく締約国の政府報告に関する2010年の勧告（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1参照）を実施するための締約国の取組を評価とともに留意しつつ、締約国が、特に自衛隊が国連平和維持活動に参加する際に、選択議定書の規定に関する自衛隊への研修を引き続き強化するための具体的措置をとるよう勧告する。

## J. 通報手続に関する選択議定書の批准

48. 委員会は、締約国が、児童の権利の実現をさらに強化するため、通報手続に関する選択議定書を批准するよう勧告する。

## K. 人権についての国際文書の批准

49. 委員会は、締約国が、児童の権利の実現をさらに強化するため、締約国が未だ締結していない以下の人権についての中核的な文書の批准を検討するよう勧告する。

- (a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書
- (b) 死刑の廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書
- (c) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書
- (d) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書

- (e) 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書
- (f) 全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約
- (g) 障害者の権利に関する条約の選択議定書

## L. 地域機関との協力

50. 委員会は、締約国が、特に女性と児童の権利の促進及び保護に関するASEAN委員会と協力するよう勧告する。

## V. 実施及び報告

### A. フォローアップ及び広報

51. 委員会は、締約国が、本総括所見に含まれる勧告が完全に実施されるよう確保するためにあらゆる適切な措置をとるよう勧告する。委員会はまた、第4回・第5回政府報告、事前質問に対する書面回答及び本総括所見を同国の言語で広く入手できるようにすることも勧告する。

### B. 報告及びフォローアップのための国内機構

52. 委員会は、締約国が、国際的及び地域的人権機構への報告書の調整や作成、並びにこれらの機構への関与、また、条約上の義務やこれら機構による勧告・決定の国内におけるフォローアップ、実施の調整及び追跡を任務とする、常設の国内機構を設置するよう勧告する。委員会は、こうした機構は専任のスタッフによって十分かつ継続的に支えられ、市民社会と組織的に協議する能力を持つべきであることを強調する。

### C. 次回報告

53. 委員会は、締約国に対し、第6回・第7回政府報告を2024年11月21日までに提出するよう、また、本総括所見のフォローアップに関する情報を含めるよう懇請する。報告書は、2014年1月31日に採択された委員会の条約別調和化報告ガイドライン（CRC/C/58/Rev.3）に沿って作成され、21,200語を超えるべきではない（総会決議68/268、パラ16）。語数制限を超えた報告書が提出された場合、締約国は、上述決議に則して報告書を短縮するよう求められることになる。締約国が報告書を見直し、再提出する立場にないときは、条約体による審査のための報告書の翻訳は保証できない。

54. 委員会はまた、締約国に対し、国際人権条約に基づく報告に関する調和化ガイドライン（共通コア文書及び条約別文書に関するガイドラインを含む）に含まれる共通コア文書に関する要件（HRI/GEN/2/Rev.6, chap. I参照）及び総会決議68/268のパラ16に沿って、最新のコア文書を、42,400語を超えない範囲で提出することも懇請する。